

# 国立研究開発法人建築研究所コンプライアンス規程

	平成27年4月 1日規程第26号
一部改正	平成29年2月14日規程第13号
一部改正	平成30年3月14日規程第11号
一部改正	平成31年4月18日規程第 8号
一部改正	令和元年12月24日規程第26号

## 第1章 総則

### (目的)

#### 第1条

この規程は、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の業務に関し役職員等の法令違反及び不正行為等を防止するとともに、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく通報に適正に対応し、研究所の業務運営の公正性を確保するとともに研究所におけるコンプライアンスを推進することを目的とする。

### (定義)

#### 第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 一 「役職員」とは、役員、職員（再雇用職員及び任期付研究員を含む。）及び非常勤職員をいう。
- 二 「役職員等」とは、役職員、派遣職員、客員研究員及び研究所の委託に基づいて研究所の業務を行う一切の者をいう。
- 三 「コンプライアンス」とは、役職員等がその業務を行うに当たって、関係法令及び別に定める研究所の規程等を遵守することをいう。

### (コンプライアンスの統括)

#### 第3条

理事長は、研究所におけるコンプライアンスに関する事務を統括する。

### (コンプライアンス委員会)

#### 第4条

研究所のコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス委員会を設置する。

- 2 コンプライアンス委員会の委員長は、理事長とする。
- 3 コンプライアンス委員会の委員は、理事、研究総括監、研究専門役、各部長、各研究グループ長、国際地震工学センター長、総務課長及び企画調査課長とする。
- 4 理事長は、必要と認めるときは、研究所以外の有識者をコンプライアンス委員会の委員として委嘱することができる。
- 5 コンプライアンス委員会は、次の事項を審議し、理事長にその結果を報告する。
  - 一 研究所のコンプライアンスの推進を図るための方針に関する事項
  - 二 研究所のコンプライアンスの推進のための効果的な研修等に関する事項
  - 三 研究所の研究実施上のコンプライアンス推進のための方策に関する事項
  - 四 その他研究所のコンプライアンス推進のため緊急に対応すべき事項
- 6 理事長は、前項による結果に基づき、当該事項を決定する。

(コンプライアンス推進統括監)

#### 第5条

研究所にコンプライアンス推進統括監1人を置く。

- 2 コンプライアンス推進統括監は、理事をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進統括監に事故その他の事由によりその職務を行うことができないときは、研究総括監がその職務を代理する。研究総括監がその職務を代理することができないときは、総務部長がその職務を代理する。
- 4 コンプライアンス推進統括監は、コンプライアンス委員会で審議し、理事長が決定した事項を適切に反映させるものとする。
- 5 コンプライアンス推進統括監は、研究所の職員との意思疎通を図るため、定期的な懇談を行う。
- 6 コンプライアンス推進統括監は、研究所の職員に対しコンプライアンスに関する指導及び助言を行う。
- 7 コンプライアンス推進統括監は、研究所の職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。
- 8 コンプライアンス推進統括監は、コンプライアンス委員会で審議し、理事長が決定した事項の反映の状況を理事長に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

#### 第6条

研究所にコンプライアンス推進責任者1人を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、前条第5項において職員から聴取された意

見の中に業務改善に資する提案が含まれている場合には、それらの提案について、関係部署に検討を指示し、その結果をコンプライアンス推進統括監に報告するものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンスに係る体制の整備を行う。

(コンプライアンス推進者)

#### 第7条

研究所にコンプライアンス推進者1人を置く。

2 コンプライアンス推進者は、総務課長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 コンプライアンス委員会の事務局
- 二 コンプライアンスに関する研修の実施
- 三 その他コンプライアンスの推進に関すること

## 第2章 通報等

(通報の受付)

#### 第8条

役職員等のコンプライアンス違反に関する通報を受け付ける部署は総務課とし、総務課に通報受付管理者を置く。

2 通報受付管理者は、総務課長とする。

3 通報受付管理者に事故その他の事由によりその職務を行うことができない時は、総務課副参事がその職務を代理する。

4 通報内容が総務課長に関するものであるときは総務課副参事を、総務課長及び総務課副参事に関するものであるときはコンプライアンス推進責任者を通報受付管理者とする。

5 第1項ないし第4項の規定にかかわらず、総務課長及び総務課副参事に係るコンプライアンス違反行為の通報については、総務部長を通報受付管理者とする。

(専門窓口)

#### 第8条の2

理事長は、研究所外に、役職員等のコンプライアンス違反に関する通報を受け付けるコンプライアンス専門窓口(以下「専門窓口」という。)を設置することができる。専門窓口が設置されたときは、研究所イントラネット及び研究所ホームページ上に掲示するものとする。

2 専門窓口は、理事長が指定した弁護士とする。

(役職員が行う通報の手続)

第9条

役職員は、役職員等が個人又は共同でコンプライアンス違反を行っていると思われるとき又はまさに行おうとしていると思料するときは、通報受付管理者又は専門窓口へ通報できる。

- 2 役職員は、前項の通報を行おうとするときは、別記様式第1に原則として氏名、所属、コンプライアンス違反行為の内容、その他必要な事項を記入して通報受付管理者又は専門窓口へ通報するものとする。但し、前項に掲げる事項に該当することを証する資料を有する場合は、通報者の氏名を記載しないで通報することができる。
- 3 通報受付管理者及び専門窓口は、通報者の氏名・所属を開示してはならない。但し、通報者の同意を得た場合は、この限りでない。

(通報者の責務)

第10条

役職員は、客観的かつ合理的な根拠に基づいた通報を行うものとし、他人の正当な利益を害することがないように配慮し、人事上の不満、誹謗中傷等の個人的な感情によって行ってはならない。

(役職員以外の者が行う通報の手続)

第11条

役職員又は専門窓口は、第9条第1項に規定する役職員等のコンプライアンス違反行為について役職員以外の者から通報を受けた場合は、その内容を別記様式第1に記載して通報受付管理者へ速やかに報告しなければならない。

- 2 役職員等のコンプライアンス違反行為について、役職員以外の者からの通報を直接受け付けた通報受付管理者は、自ら別記様式第1を作成するものとする。

(通報受付管理者等の報告)

第12条

通報受付管理者は、第9条の規定による通報又は前条の規定による報告を受け付けたとき又は役職員等のコンプライアンス違反行為についてマスコミ報道があったときは、コンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の規定による報告があった場合は、コンプライアンス推進統括監に報告するものとする。
- 3 第1項のコンプライアンス違反行為が総務部長に関するものであるときは、通報受付管理者は、コンプライアンス推進統括監に報告しなければならない。

### 第3章 調査委員会

(調査委員会の開催)

#### 第13条

コンプライアンス推進統括監は、前条第3項の報告を受けたときは、通報の受理又は不受理の審査及び役職員等のコンプライアンス違反行為の事実の確認等の対応を検討するための委員会（以下「調査委員会」という。）を招集するものとする。

- 2 調査委員会の委員は、理事、研究総括監、総務部長、企画部長、総務課長及び企画調査課長とする。
- 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、コンプライアンス推進統括監をもって充てる。
- 4 委員長は、調査委員会を招集し会務を総理する。
- 5 委員長は、第1項に規定する調査委員会を招集したときは、理事長及び監事へ報告するものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し調査委員会に出席を求めることができる。
- 7 理事長は、必要と認めるときは、研究所以外の有識者を調査委員会の委員に委嘱することができる。

(被通報者等の通報調査業務等への不関与)

#### 第14条

役職員等は、第9条若しくは第11条に規定する通報又はマスコミ報道が自己のコンプライアンス違反行為に関与するときは、通報受付管理者の業務、調査委員会の業務、コンプライアンス違反行為の調査業務及び是正措置等の業務に関与してはならない。

(通報の受理等)

#### 第15条

調査委員会は、第9条又は第11条の規定による役職員等のコンプライアンス違反行為の通報について、その受理又は不受理を審査する。

- 2 委員長は、前項の審査結果を速やかに理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告を受けたときは、第1項に規定する通報の受理又は不受理を決定し、委員長に対応を指示するとともに監事へ通知するものとする。
- 4 委員長は、前項の指示を受けたときは、通報受付管理者に通報者又は専門窓口への通知を指示するものとする。

- 5 通報受付管理者は、前項を踏まえ、別記様式第2により通報者に通知するものとする。但し、通報者が第9条第2項但書の規定により通報した場合及び別記様式第1において通知を必要としない旨の意思表示をした場合は、通報者に通知しないものとする。
- 6 通報受付管理者は、第11条により専門窓口が通報を受け付けたものであるときは、第3項の決定について、第4項を踏まえ専門窓口に別記様式第2により通知するものとする。
- 7 専門窓口は、通報受付管理者から前項の通知を受けたときは、その内容を通報者に通知するものとする。但し、通報者が第9条第2項但書の規定により通報した場合及び別記様式1において通知を必要としない旨の意思表示をした場合は、通報者に通知しないものとする。

(調査)

#### 第16条

調査委員会は、前条第3項の規定により委員長が指示を受けたとき又は役職員等のコンプライアンス違反行為についてマスコミ報道があった場合は、速やかに事実確認のための資料収集、事情聴取等の調査方法を決定し、調査を行うものとする。

- 2 調査委員会は、必要と認めるときは、前項の調査の一部又は全部を調査委員会が指名した役職員等（以下「調査協力者」という。）に別記様式第3（調査依頼票部分）により依頼することができる。
- 3 前項により調査を依頼された調査協力者は、公平かつ公正な調査を行い、調査が終了したときは、その内容を別記様式第3（回答票部分）により調査委員会へ報告する。

(理事長等への報告)

#### 第17条

調査委員会は、前条第1項の調査が終了したときは、調査の結果及び通報の内容が事実であるか否かを別記様式第4に取りまとめ、理事長及び監事に報告するものとする。この場合において、調査委員会は、通報の内容が事実であると認めるときは、当該通報に係るコンプライアンス違反行為を是正するために必要な措置を検討し、併せて報告するものとする。

### 第4章 コンプライアンス違反の是正の措置等

(是正の措置等)

#### 第18条

理事長は、前条の報告を受けたときは、通報の内容が事実であるか否かを認定し、事実であると認めるときは、当該通報に係るコンプライアンス違反行為を是正するための必要な措置を講ずる。

2 理事長は、コンプライアンス違反行為を行った者に対して、懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講ずる。

3 理事長は、第1項の認定結果及び前項の規定によりコンプライアンス違反行為を是正するための必要な措置等を講じたときはその内容を監事に通知するものとする。

(処分の減免)

#### 第19条

理事長は、通報者がコンプライアンス違反行為に関与している職員であるときは、国立研究開発法人建築研究所就業規則（平成27年4月1日規程第2号。以下「就業規則」という。）、国立研究開発法人建築研究所非常勤職員就業規則（平成27年4月1日規程第10号。以下「非常勤職員就業規則」という。）に基づく懲戒処分を減免することができる。

(通報者への通知)

#### 第20条

通報受付管理者は、第18条第1項の認定結果を、通報者に別記様式第5により通知するものとする。但し、通報者が事前に通知を必要としない旨の意思表示をした場合は通知しないものとする。

2 通報受付管理者は、第11条により専門窓口が通報を受け付けたものであるときは、前項の認定結果について、専門窓口に別記様式第5により通知するものとする。

3 専門窓口は、通報受付管理者から前項の通知を受けたときは、その内容を通報者に通知するものとする。但し、通報者が事前に通知を必要としない旨の意思表示をした場合は通知しないものとする。

(不利益な取扱いの禁止等)

#### 第21条

役職員等は、役職員等がこの規程に基づき通報したことを理由として、当該役職員等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、不利益な取扱いを受けた役職員等は、その旨を通報受付管理者に申出ることができるものとする。

3 通報受付管理者は、前項の申出を受けたときは、調査委員会へ報告する。

4 調査委員会は、前項の報告を受けたときは、当該役職員等の不利益な取扱い

の有無について調査を行わなければならない。

- 5 委員長は、前項の調査が終了したときは、調査結果を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、前項の報告により、当該役職員等が不利益な取扱いを受けた事実があるときは、必要な是正措置を講じなければならない。また、この規程に基づいて通報した役職員等に対して不利益な取扱いをした役職員がいた場合、理事長は、就業規則、非常勤職員就業規則に基づき懲戒処分を行うことができる。
- 7 通報受付管理者は、第5項の調査結果及び前項の規定により理事長が当該役職員等が不利益な取扱いを受けた事実があると認め是正措置等をとったときはその旨を、申出の内容の事実がないと認めたときはその旨を、当該役職員等へ通知するものとする。

## 第5章 情報の記録と管理等

(情報の記録と管理)

### 第22条

通報受付管理者は、通報に係る通報者の氏名・所属及び内部通報等の経緯、内容、証拠等の記録を厳重に管理し、これらの記録漏洩、滅失又は毀損の防止に努めなければならない。

(秘密保持義務)

### 第23条

通報受付管理者、調査委員会の委員及び調査協力者は、役職員等のコンプライアンス違反行為に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 附則（平成27年4月1日規程第26号）

(施行期日)

### 第1条

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(独立行政法人建築研究所コンプライアンス規程の廃止)

### 第2条

独立行政法人建築研究所コンプライアンス規程（平成24年5月10日規程第1号）は、廃止する。

## 附則（平成29年2月14日規程第13号）

(施行期日)

第 1 条

この規程は、平成 29 年 2 月 14 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 14 日規程第 11 号）

(施行期日)

第 1 条

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 18 日規程第 8 号）

(施行期日)

第 1 条

この規程は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 12 月 24 日規程第 26 号）

(施行期日)

第 1 条

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

## 通 報 書

**【通報者】** \*あなたのお名前、所属をご記入下さい。

1. 氏名 ( )  
2. 所属 ( )

\* 調査委員会への報告に際しては、通報者の氏名・所属は報告しません。但し、第9条の規定により通報者の同意を得た場合はこの限りではありません。氏名・所属の報告に同意するかどうかをお知らせ下さい。同意する場合は(○)、同意しない場合は(×)記載して下さい。:( )同意する。

**【通報内容】** \*あなたが認めた(思料する)コンプライアンス違反行為(以下同じ。)を記載して下さい。

1. 被通報者: \*コンプライアンス違反行為を行っているとなあなたが認めた(思料する)役職員名等を記載して下さい。

- (1)氏名 ( )  
(2)所属 ( )

2. コンプライアンス違反行為の内容: \*出来る限り具体的に記載して下さい。(書ききれない場合は「別紙」を追加して下さい。)

3. 当該コンプライアンス違反行為の内容を他に知っていると思われる者がいれば教えて下さい。

- (1)氏名:所属等( )  
(2)そう思える理由( )

4. コンプライアンス違反行為の発見経緯・資料等の有無: \*出来るだけ詳しくお知らせ下さい。

- (1)発見時期:( )  
(2)発見経緯: 1)実際に目撃した。 2)伝え聞いた。 3)関係資料を入手した。  
4)その他( )

(3)資料の有無: 1)ある(添付して下さい)。 2)ない

\* 資料がある場合は、通報者の氏名の記入は、任意です。

5. その他: \*希望する方に○をつけて下さい。

(1)通報受付管理者との連絡方法: \*複数可

- 1)面談(希望場所: ) 2)電話(電話番号: )  
3)メール(アドレス: ) 4)封書(宛先: )

(2)第15条による受理又は不受理の決定通知: 1)希望する 2)希望しない

(3)第20条による調査結果等の報告: 1)希望する 2)希望しない

**【通報書作成者氏名・所属】** ( )

\* 規程第11条の規定により、役職員が作成する場合のみ記入。

**【通報受付管理者記載欄】** 受付日: 年 月 日

年 月 日

殿

〈通報受付管理者〉

所 属:

氏 名:

事 務 連 絡

貴殿の 年 月 日の通報については、国立研究開発法人建築研究所コンプライアンス規程(平成27年4月1日規程第26号)第15条の規定に従い、下記のとおり決定したので通知します。

記

( )受理 ( )不受理



年 月 日

理事長 殿

調査委員会

通報対応完了書

1. 通報の概要:

(1) 受付日: 年 月 日

(2) 要旨:

2. 調査結果:

(1) 調査期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 調査担当者:

(3) 調査協力者:

(4) 調査結果:

3. 通報の事実の認否:

4. 是正措置等:(通報の内容が事実であると認める場合)

年 月 日

殿

〈通報受付管理者〉

所 属:

氏 名:

事 務 連 絡

年 月 日付け事務連絡の件について、国立研究開発法人建築研究所コンプライアンス規程(平成27年4月1日規程第26号)第20条の規定に従い、第18条による事実認定の結果を下記のとおり通知します。

記

- ( ) 通報内容については、事実であることを認定し、必要な是正措置等を講じました。
- ( ) 通報内容については、一部事実であることを認定し、必要な措置等を講じました。
- ( ) 通報内容については、事実がないことを認定します。